

## 役員報酬等規程

役員報酬等規程（平成3年4月1日制定）を廃止し、次のように定める。

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人山形県国際交流協会(以下「この法人」という)の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款11条に基づきおかれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、職務遂行の対価として常勤役員に報酬等を支給できる。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の役員に対する報酬の各年度の総額は別表第1の定めるとおりとする。

- 2 常勤役員に対する報酬は別表第2のとおりとする。ただし、報酬月額及び期末手当については、この総額の範囲内で理事会において決定する。

- 3 役員の退職に当たっては、退職手当等、名称のいかんを問わず、これに類するものは、支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって毎月21日に支給する。

- 2 常勤役員に対する期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在籍する常勤役員に対して、6月30日及び12月10日に支給する。

- 3 支給日が休日、日曜日又は土曜日にあたる時は、その日の前で最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

- 3 年額が定められている者が、常勤役員として年度途中にて就任した場合はその月から、退任又は死亡した場合はその月までの月割により算出して得た額を支給する。

- 4 報酬は円未満切捨てとする。

(通 勤 費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費 用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月12日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1 常勤役員に対する報酬の各年度の総額は次のとおりとする。

理 事 11,700,000円までの範囲内

別表第2 常勤役員に対する報酬の一人当たりの各年度の総額は次のとおりとする。

理 事 長 7,200,000円までの範囲内（期末手当含む）

常務理事 4,500,000円までの範囲内（期末手当含む）